令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率等の公表 について

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(財政健全化法)」が平成19年6月に公布されました。これにより、平成19年度決算から財政健全化にかかる 各指標(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率・公営企業ごとの資金不足比率) の公表及び議会への報告、さらに監査委員による審査が義務付けられました。

また、平成20年度決算からは、4つの指標のいずれか一つに抵触した場合、「早期健全化基準」を超える 団体は早期健全化計画の策定と外部監査が義務付けされ、「財政再生基準」を超える団体では、財政破綻状態 とみなされて財政再生計画を策定のうえ起債が制限されるなど、国の監視下のもと財政健全化を進めること となります。同じように、資金不足比率についても、「経営健全化基準」を超えると当該公営企業の経営状況 が悪化した要因の分析結果を踏まえて、経営健全化計画を策定しなければなりません。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により、地方公共団体の財政状況を明らかにするものとされています。

本町の令和5年度決算に基づく算定結果は以下のとおり、全ての比率で基準を下回り、町の財政が健全であるという結果になりました。

【健全化判断比率】

()内は昨年度比率

区分	西川町算定結果 早期健全化基準		財政再生基準	
実質赤字比率	(-)	15.0%	20.0%	
連結実質赤字比率	(-)	20.0%	30.0%	
実質公債費比率	11.2%	25.0%	35.0%	
将来負担比率	(-)	350.0%		

^{*「-」}は、当該比率が生じていないことを表します。

実質赤字比率

普通会計(一般会計及びそれに準ずる会計)の実質収支額の赤字を標準財政規模()で除して求める比率

普通会計の実質赤字額

標準財政規模

標準財政規模・・・・税収、地方交付税、各種交付金(地方譲与税等)などの使途が特定されない収入の 総額の標準的な規模を表します。 < 令和6年度標準財政規模 = 3,446,952千円 >

会計名称	実質収支額	
一般会計	5 0 4 , 5 2 7 千円	

連結実質赤字比率

全ての会計の実質収支額の赤字を標準財政規模で除して求める比率

連結実質赤字比率 = 連結実質赤字額 標準財政規模

会計名称	実質収支額
一般会計	504,527千円
国民健康保険事業会計	14,928千円
後期高齢者医療事業会計	2 0 3千円
介護保険事業会計	12,849千円
会計名称	資金不足・剰余額
水道事業会計	298,628千円
病院事業会計	264,596千円
公共下水道事業会計	48,335千円
農業集落排水事業会計	7,602千円
宅地造成事業会計	0 千円

全会計黒字

全会計剰余

実質公債費比率

一般会計等が単年度に支払う地方債等の償還額を標準財政規模で除して求める比率

(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 = -

標準財政規模 (元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)

算 定 項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公債費充当一般財源等	762,700千円	689,367千円	660,218千円
水道・病院・簡易水道・公共下水道・ 農業集落排水事業繰出金のうち地方 債の償還に充てた額	134,058千円	117,853千円	128,476千円
西村山広域行政事務組合負担金の うち地方債の償還に充てた額	19,214千円	18,476千円	18,738千円
債務負担行為の地方債に係る額 (利子補給等)	10,882千円	5 ,7 0 9 千円	9,588千円
一時借入金の利子	0 千円	0 千円	0 千円
基準財政需要額に算入された災害 復旧費等の計 < 減算項目 >	576,133千円	516,649千円	509,099千円
計【分子】 + + + -	350,721千円	3 1 4 , 7 5 6 千円	307,921千円
標準財政規模	3 , 4 4 4 , 4 9 1 千円	3 , 3 9 6 , 2 1 0 千円	3 , 4 4 6 , 9 5 2 千円
基準財政需要額に算入された災害 復旧費等の計 < 減算項目 >	576,133千円	5 1 6 , 6 4 9 千円	509,099千円
計【分母】 -	2,868,358千円	2,879,561千円	2 , 9 3 7 , 8 5 3 千円
実質公債費比率(単年度)	12.227%	10.931%	10.481%

実質公債費比率(3ヵ年平均)

11.2%

^{*} この数値は、令和4年度から令和6年度までの当該比率の平均値となります。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額(地方債、債務負担行為残高等)から充当可能基金や特定財源、地方交付税で後年度に負担される額を差引いたものを標準財政規模で除して求める比率

将来負担額 (充当可能基金 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 (元利償還金等に係る基準財政需要額算入額)

算定項目	金額
地方債の現在高	5 , 5 2 7 , 7 5 1 千円
債務負担行為支出予定額	3,696千円
水道・病院・簡易水道・公共下水道・農業集落排水事業へ の地方債償還へ充てるための繰出見込額	9 1 6 ,2 1 8 千円
組合等負担等見込額 (西村山広域行政事務組合公債費充当負担金)	1 6 , 5 2 9千円
退職手当負担見込額 (対象年度末で自己都合により特別職を含む全職員が退職すると仮定した場合の退職手当負担金のうち一般会計で負担する額)	809,037千円
設立法人の負債額等負担見込額 (対象法人:なし)	0 千円
組合等連結実質赤字額負担見込額 (対象組合: 西村山広域行政事務組合、山形県市町村職員退職手当組合、山形県消防補償等組合、山形県自治会会館管理組合、山形県後期高齢者医療広域連合)	0 千円
~ 計【将来負担額】	7,273,231千円
地方債償還額等への充当可能基金 (対象基金: 財政調整基金、減債基金、地域福祉基金、町有施設整備基金、丸山薫記念基金、ふるさとづくり基金、国民健康保険基金、介護給付費等準備基金、土地開発基金、育英奨学基金、用品調達基金、公務災害補償基金、肉用牛特別導入基金、新型コロナウイルス感染症対策基金)	3,858,353千円
地方債償還額等への充当可能特定歳入 (対象特定歳入: 町営住宅貸付料、特定公共賃貸住宅貸付料)	1,881千円
普通交付税基準財政需要額算入見込額	4 , 5 4 2 , 6 2 1 千円
~ 計【充当可能財源】	8,402,855千円
計【分子】 -	1,129,624千円
標準財政規模	3 , 4 4 6 , 9 5 2 千円
基準財政需要額に算入された災害復旧費等の額	509,099千円
計【分母】 -	2 , 9 3 7 , 8 5 3 千円
将来負担比率	

【資金不足比率】

公営企業ごとの資金不足額を事業規模で除して求める比率

資金不足比率=資金の不足額事業の規模

区分	資金不足比率	資金不足·剰余額	事業規模	経営健全化基準
水道事業会計		298,628千円	116,582千円	
病院事業会計		264,596千円	450,697千円	
公共下水道事業会計		48,335千円	43,437千円	20.0%
農業集落排水事業会計		7,602千円	4,239千円	
宅地造成事業会計		0 千円	4,050千円	

^{*「 - 」}は、資金不足が生じていないことを表しています。

^{*} 簡易水道事業会計は平成29年度から水道事業会計に統合されました。